

室蘭市図書館雑誌スポンサー制度実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、室蘭市図書館（以下「図書館」という。）に雑誌を提供する制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(制度の内容)

第2条 雑誌スポンサー制度は、図書館に雑誌を提供し、雑誌スポンサー名及び広告（以下「広告等」という。）を表示する者（以下「雑誌スポンサー」という。）が雑誌の購入費用を負担し、提供した雑誌を図書館利用者の閲覧に供する。

- 2 雑誌スポンサーが提供した雑誌の配架位置、保存及び廃棄については、図書館長が決定する。
- 3 図書館長は、提供された雑誌の最新号のカバー表面に雑誌スポンサーの名称を、並びに提供された雑誌の最新号のカバー裏面に雑誌スポンサーの広告等を掲載する。
- 4 図書館長は、図書館公式ホームページで雑誌スポンサーの名称等を公表することができる。

(雑誌スポンサーの要件)

第3条 雑誌スポンサーは、法人、団体又は個人事業主を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者を除く。

- (1) 各種法令又は条例、規則等に違反している者
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業等を営む者又はこれらに類する事業を営む者
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する事業を営む者
- (5) 政治活動又は宗教活動を営む者
- (6) 行政機関からの行政指導を受けたにもかかわらず、改善をしない者
- (7) 本市の指名停止措置を受けている者
- (8) 市税を滞納している者
- (9) 前各号に定めるもののほか、図書館長が適当でないと認める者

(広告等の内容)

第4条 掲載する広告等は、図書館の公共性及び信頼性を損なうおそれのないものとし、次のいずれかに該当するものは、掲出しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はおそれのあるもの
- (4) 政治又は宗教に関するもの

- (5) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (6) 虚偽又は誇大な表現で誤認を与えるおそれのあるもの
- (7) 比較広告、懸賞広告及びクーポン付き広告
- (8) その他周知内容として適当でないとい図書館長が認めるもの

(広告等の規格等)

第5条 広告等の表示位置及びスペースは、次のとおりとする。

- (1) 提供雑誌の最新号のカバー表面には、雑誌スポンサー名を表示する。
- (2) 提供雑誌の最新号のカバー裏面の広告は、提供雑誌の最新号カバーに収まるサイズとし、片面印刷のものを使用する。
- 2 広告は、雑誌スポンサーが作成するものとする。
- 3 広告の内容変更は、提供期間内であれば随時可能とするが、変更にあたっては、図書館と事前に協議し、その承認を得なければならない。
- 4 雑誌の配架位置は、図書館が決定するものとする。

(雑誌の提供期間)

第6条 雑誌の提供期間は、原則として4月から当該年度の3月末日までとする。ただし、年度途中で新規に申請した場合は、図書館が掲載を決定した月の翌月から当該年度の3月末日までとする。また、期間満了の3カ月前までに、図書館又は雑誌スポンサーのいずれからも解約の意思表示がない場合は、自動的に継続するものとし、その後も同様とする。

(対象とする雑誌)

第7条 雑誌スポンサーは、図書館長が選定した別紙「雑誌購入リスト」から提供雑誌を選定するものとする。

(申請方法)

- 第8条 雑誌スポンサー制度に申込みをしようとする者は、室蘭市図書館雑誌スポンサー制度申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ図書館に持参、ファクシミリ、又は郵送のいずれかの方法により提出するものとする。
- 2 雑誌スポンサーは、前項の室蘭市図書館雑誌スポンサー制度申請書(様式第1号)の記載事項に変更があったときは、図書館に対し、室蘭市雑誌スポンサー制度申請内容変更届(様式第2号)を提出しなければならない。
 - 3 申請は、随時受け付ける。ただし、既に雑誌スポンサーが付いている雑誌で継続契約の意思のない雑誌については、その雑誌スポンサー名等の提出期間の終了する2カ月前の1日から受け付けるものとする。

(雑誌スポンサーの決定及び覚書の締結)

第9条 図書館長は、前条の申請を受けたときは、内容を審査のうえ、その結果を申請者に

通知するものとする。なお、同一雑誌に複数の申請がある場合は、先着順に決定するものとする。

- 2 雑誌スポンサーに決定した場合は、図書館長と室蘭市図書館雑誌スポンサーに関する覚書（様式第3号）を締結する。

（提供雑誌の購入代金の支払及び納入）

第10条 雑誌スポンサーは、雑誌の購入代金を図書館指定の納入業者に直接支払うものとする。

- 2 支払いは、提供期間分を一括して先払いし、定価の変動等により過不足が生じた場合は、提供期間の最終月に精算する。

- 3 指定した書店への支払にかかる振込手数料が生じた場合は、雑誌スポンサーの負担とする。

- 4 提供雑誌は、図書館指定の納入業者が図書館に納入する。

（雑誌が休刊した場合の措置）

第11条 雑誌スポンサーが提供する雑誌が休刊した場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に振り替えることができるものとする。

（広告等の掲載の責務）

第12条 広告等の内容に関する一切の責任は、雑誌スポンサーが負うものとし、広告等の掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、雑誌スポンサーの負担において解決するものとする。

（雑誌スポンサーの取消し）

第13条 雑誌スポンサーが、下記の事由に該当することが明らかな場合は、図書館長は、当該雑誌スポンサーの決定を取り消すことができる。

- (1) 提供する雑誌の購入代金を指定期日までに納入しないとき。
- (2) 室蘭市図書館雑誌スポンサー制度申請書（様式第1号）に記載した内容に瑕疵又は虚偽が判明したとき。
- (3) 第3条各号のいずれかに該当したとき。

（その他）

第14条 この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、図書館及び雑誌スポンサーは、誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附 則

この要項は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。